

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

鹿児島県

2 地域再生計画の名称

「建設業の経営革新・新分野進出による活力ある地域の創造」

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 1 6 年度から概ね 5 年間を目標

4 地域再生計画の意義及び目標

- (1) 平成 1 2 年度の県民経済計算年報によると、本県の名目総支出（5 兆 4 , 5 2 1 億円）に占める公共投資の割合は 1 2 . 8 % となっており、同年度の全国平均 6 . 8 % の倍近い割合であり、公共投資への依存度が極めて高い。
- (2) 建設工事総額に占める公共工事の割合は、平成 1 4 年度で 7 0 . 1 % となっており、全国平均の 4 6 % を大幅に上回っており、全国では島根県（7 6 . 3 %）に次いで 2 番目に高くなっている。
- (3) 民間工事の減少が続いている中で、国・地方公共団体の財政改革による公共工事の縮減等も相まって、建設業の経営環境が一層厳しさを増している。
- (4) このような中で、建設業においては、経営体質の強化や、社会状況の変化に対応した新分野への進出等を模索しており、平成 1 5 年 3 月に（社）鹿児島県建設業協会が実施したアンケート調査結果によると、回答のあった 7 2 0 社のうち、1 2 8 社が既に新分野に進出済、1 4 8 社が新分野への進出を検討中との回答を得ている。
こうした意向を踏まえ、建設業界においては、建設業者自らで設置予定の研究グループにより、改革の方向性、会員の取組の促進、経営革新、新分野進出の課題把握等に取り組むこととしている。

- (5) 建設業の従事者数は全従業者数の 11.6%となっており、建設業界の経営悪化が建設業就業者の失業率増加という形で地域経済の停滞につながる事が懸念されることから、県としても、前記の建設業界の動きを支援することにより、供給過剰構造の解消とあわせ、地域における産業の振興と雇用確保・創出等による活性化を図る必要がある。
- (6) このような視点から、次のような支援措置を活用しながら建設業の経営体質強化や新分野進出の動きを促進する。

「企業連携・新分野進出モデル事業」(支援措置番号 212035)及び「建設業再生アドバイザーの派遣」(支援措置番号 212036)の活用により、

ア 経営合理化やコスト縮減、提案型営業の強化、優れた人材の確保・育成等の経営基盤の強化

イ 資機材の共同調達、新技術・新工法の共同開発、異業種連携による営業力強化等の企業連携の推進

ウ 建設業の労働力・技術力・機械力を活用した農業、環境関連分野等新たな事業分野への進出

など、経営革新の取組を促進するための課題の抽出、その解決策、取組の具体化のための検討などを行う。

「企業連携・新分野進出モデル事業」(支援措置番号 212035)については、地域再生計画に建設業の新分野進出や企業連携の取組の促進を盛り込んでいる場合、当モデル事業の活用を積極的に進めることとされている。

「各種支援措置の重点実施」(支援措置番号 212037)により、中小企業金融公庫等の低利融資などの中小企業支援施策や、「建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金」などの助成制度を活用した雇用対策を実施し、企業の経営体質強化や新分野進出に対する意欲を喚起する。

以上の支援措置の活用と併せて、建設業者が抱える個別・具体的な課題に横断的に対応するため、県において新設する「建設業経営革新・新分野進出支援チーム」による支援や、公的融資・助成金等の支援措置を活用することにより、経営の効率化、経営基盤の強化に資する企業連携や、新分野進出などの経営革新の取組を促進する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 本県の名目総支出に占める公共投資の割合は、前述のように、平成12年度で12.8%となっており、同年度の全国平均6.8%の倍近い割合であり、本県の経済は公共投資への依存度が高いと言われている。
- (2) また、建設工事総額に占める公共工事の割合は、平成14年度で70.1%となっており、全国平均の46%を大幅に上回っており、全国では島根県(76.3%)に次いで2番目に高くなっているなど、本県の建設業は公共工事に大きく依存している。
- (3) このような中で、本県の建設業を取り巻く経営環境は、民間工事の減少に加え、国・地方公共団体の財政改革による公共工事の縮減等も相まって、一層厳しさを増している状況にあり、建設業界の経営悪化が建設業就業者の失業率増加という形で地域経済の停滞につながることを懸念されるなど、本県経済に与える影響も大きいものとなっている。
- (4) このため、当該計画を着実に推進することにより、本県の建設産業の経営体質強化が図られ、新分野進出による設備投資や雇用の拡大、ひいては地域経済の活性化が期待できる。
- (5) これまでも、建設業においては、経営体質の強化や、社会状況の変化に対応した新分野への進出等を模索しており、平成15年3月に(社)鹿児島県建設業協会が実施したアンケート調査結果によると、回答のあった720社のうち、148社が新分野への進出を検討中との回答を得ていることから、当該計画に基づき、建設業の経営革新の取組を支援することにより、新分野への進出企業数の拡大を図っていきたい。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- | | | |
|---|--------------------|------------------------------|
| { | 支援措置番号 2 1 2 0 3 5 | 「企業連携・新分野進出モデル事業」
の積極的な活用 |
| | 支援措置番号 2 1 2 0 3 6 | 建設業再生アドバイザーの派遣 |
| | 支援措置番号 2 1 2 0 3 7 | 各種支援措置の重点実施 |

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組みその他の関連する事業

(1) 県における支援体制の整備

企業の意欲と明確なプランをサポートするため、建設業者が抱える個別・具体的な課題にワンストップで対応する横断的な組織として「建設業経営革新・新分野進出支援チーム」を新設する。

「建設業経営革新・新分野進出支援チーム（仮称）」の概要
目的：建設業者からの個別・具体的な照会等に横断的に対応する
構成：庁外：（財）かごしま産業支援センター

国民生活金融公庫鹿児島支店

中小企業金融公庫鹿児島支店

商工組合中央金庫鹿児島支店

鹿児島県商工会連合会

雇用・能力開発機構鹿児島センター

鹿児島県建設業協会（新分野進出アドバイザー）

庁内：各部の企画調整主幹

内容： 監理用地課企画調整係が窓口となり、建設業者の具体的な新分野進出プラン等の実現に当たっての課題等について照会を受付。

提出課題を担当部所の委員に照会し、担当者（実務者）による合同相談会を実施（課題によっては文書で回答）

(2) 既存の支援措置の活用

上記支援チームにおいて照会のあった課題解決のため、下記の既存の支援措置も活用して、経営革新・新分野進出の取組を促進する。

ア 公的融資・助成金等の支援措置

・県中小企業融資制度（県経営金融課）

・中小企業経営革新支援制度（県経営金融課）

・建設業・新規新分野進出教育訓練助成金

（雇用・能力開発機構鹿児島センター） など

イ 研修・相談の実施

・企業の農業の新規参入の支援（県農業会議）

・技術開発，技術的課題解決等の支援（県工業技術センター）など

(3) 農業特区への参入

地方部の建設業者は農業に関する知識や経験を有している従業員が多く、農業分野への進出事例も見受けられる。

また、市町村においては、構造改革特区における「農業生産法人以外の法人による農業への参入」の特例措置（特定事業番号 1 0 0 1）を活用して、建設業者等の農業参入により、遊休農地の活用や耕作放棄地の解消を図る取組もある。

このようなことから、県としても、市町村に対し、計画申請の意向確認や必要な情報提供を行うなど、構造改革特区申請市町村の拡大を図っていきたい。

（特定事業番号）

1 0 0 1：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

[参考]

本県における農業特区の認定状況

- ・加世田市（砂丘地域再生振興特区 H15.8.29 認定）
- ・大口市（山間農地安心安全作物生産振興特区 H16.3.24 認定）
- ・西之表市（さつもいも地域資源再生特区 H16.3.24 認定）

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
特になし

別紙

1 支援措置の番号及び名称

(1) 支援措置番号 2 1 2 0 3 5

(2) 名 称 「企業連携・新分野進出モデル事業」の積極的な活用

2 当該支援措置を受けようとする者

鹿児島県内に主たる事業所を持つ建設業経営者

(現在のところ、公募要領等が公表されていないが、(社)鹿児島県建設業協会青年部が中心となって設置される「経営革新・新分野進出に係る研究グループ」の構成業者を想定している。)

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

県内建設業者が経営革新を図っていくためには、経営基盤の強化、企業連携の推進、新分野への進出等が必要であることから、経営基盤を強化して本業重視を目指す企業は、資機材の共同調達、新技術・新工法の共同開発等の取組、また、新分野への進出を目指す企業は、自社の経営ノウハウや人的・物的資源、当該地域の特徴、マーケティング等を踏まえた進出分野の検討や事業展開の方法等の検討などに取組むことが重要であることから、「企業連携・新分野進出モデル事業」の公募要領等が公表された際には、平成16年度において当該支援措置を活用し、建設業者の経営革新等の取組を支援するために本県が新設する「建設業経営革新・新分野進出支援チーム」や(社)鹿児島県建設業協会を通じ、県内建設業者に対して周知を図るとともに、必要な指導・支援を行う。

また、当該事業により「企業連携マニュアル」が策定された際にはこれを活用するとともに、「建設業経営革新・新分野進出支援チーム」によるアドバイス等を通じて、建設業者の経営の効率化、経営基盤の強化、企業連携等に向けた取組を促進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

(1) 支援措置番号 2 1 2 0 3 6

(2) 名 称 「建設業再生アドバイザー」の派遣

2 当該支援措置を受けようとする者

鹿児島県内に主たる事業所を持つ建設業経営者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

建設業者が、新分野への進出等を検討しても、公的な支援制度が不明であったり、また、新たな分野で競争に勝ち抜くための経営手法等がわからないなど、様々な課題がある。

建設業者が、建設業再生アドバイザーから専門的な視点に基づき、経営革新や新分野進出などのアドバイスを受けることにより、事業内容等の見直しや新分野進出の手法など、的確な経営計画を策定できるとともに、経営革新の取組を推進できる。

このため、建設業再生アドバイザーの利用方法等が公表された際には、平成16年度において当該支援措置を活用し、「建設業経営革新・新分野進出支援チーム」や（社）鹿児島県建設業協会を通じ、県内建設業者に対して周知を図り、経営革新や新分野進出を促進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

(1) 支援措置番号 2 1 2 0 3 7

(2) 名 称 各種支援措置の重点実施

2 当該支援措置を受けようとする者

鹿児島県内に主たる事業所を持つ建設業経営者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

中小企業経営革新支援制度に基づく支援制度，中小企業金融公庫等の低利融資などの中小企業支援施策や，「建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金」などの助成制度を活用した雇用対策等を関係省庁が連携して進めることにより，より効果的な制度の活用が期待できることから，平成16年度において当該支援措置を活用し、県としても建設業者による新分野進出等経営革新への取組に対する支援の強化を図る。

